

令和3年8月20日

花巻市長 上田 東一

市有財産売払公告

1 売払物件の概要

物品（旧料亭「まん福」物品公売）

物件番号	品名	規格等	備考	最低売却価格 (1点当たり) (単位:円)	数量
T-1	灯籠	本体 高さ約2.4×幅約1.3(m) 傘部 高さ約0.6×幅約1.5(m)		全て 1,000円	各 1
T-2	灯籠	高さ約1.2×幅約1.1(m)			
T-3	灯籠	高さ約1.8×幅約1.2(m)			
T-4	時雨灯籠	高さ約1.2×幅約0.4(m)			
T-5	手水鉢	高さ約0.7×幅約1.2(m)			
K-1	鳥の置物	親 高さ17×幅30×奥行15(cm) 子 高さ10×幅20×奥行9(cm)	台座付き		
K-2	壺	高さ40×幅35(cm)			
K-3	鹿踊り人形	高さ80×幅70×奥行60(cm)	化粧箱入り		
K-4	鷹	高さ70×幅80×奥行30(cm)	台座付き		
K-5	玉獅子	高さ65×幅80×奥行45(cm)	台座付き		
K-6	玉獅子	高さ30×幅30×奥行30(cm)	台座付き		
K-7	獅子頭	高さ18×幅40×奥行30(cm)	台座付き		
K-8	囲炉裏の自在鉤	長さ170×幅20(cm)			
K-9-1～7	岡持ち	高さ45×幅60×奥行7(cm)	弁当箱付き	7	

※キズや汚れがついているものがあります。

2 売払方法

一般競争入札により売払います。

3 売払条件等

別途定める「旧料亭まん福物品公売一般競争入札要領」等（以下「要領等」という）によります。

4 入札参加資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者が、花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条の暴力団等または暴力団等と密接な関係を有している者に該当しない者であって、売買代金の支払能力のある個人とします。

5 入札等の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年9月6日(月)午前10時00分から開札を行います。
- (2) 場 所 花巻市役所契約管財課
- (3) その他 契約管財課窓口へ持参、もしくは郵送により入札をお願いします。
- (4) 郵送による入札の送付先及び到着期限

・送付先 〒025-8601 花巻市花城町9-30

花巻市財務部契約管財課 行

- ・入札期間 令和3年9月1日(水)～3日(金)午後5時00分 必着
※郵送による入札の方法等について、必ず要領等をご確認ください。

6 入札物品の公表

花巻市ホームページ上において、別途パンフレットにより公表しております。

※入札物品の下見会の参加受付は、終了しています。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札期間の終了後、郵送等により入札された入札書を開札し、最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ希望番号記入用紙(様式4)を用いたくじにより落札者を決定します。

8 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

9 契約締結及び売買代金の支払い方法

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。
- (2) 落札者が決定し次第、電話により連絡を行います。また、代金納付書及び決定通知書を送付します。
- (3) 売買代金は落札者決定後、15日以内に納入してください。

10 所有権の移転等

- (1) 落札物品の落札者への引渡し方法は現状引き渡しとし、代金支払い後の補償は一切行いません。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとし、落札物品の引渡費用は落札者の負担とし、代金支払い後、10日以内に引渡しを受けてください。また、引渡しの際、受領書(様式5)を提出いただきます。

11 その他

入札に参加しようとする方は、事前に要領等を十分確認し、内容を承知の上お申込みください。なお、要領等の請求または詳細についてのお問合せは下記までお願いします。

【お問合せ先】

花巻市財務部契約管財課公共施設管理係 電話0198-41-3520